

令和7年度 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業公募要領

1 総則

本要領は特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー（※）推進事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めるものである。

※ピアレビューとは、特定機能病院の医師、看護師等の職員が、他の特定機能病院と相互に立入を行い、必要に応じて、医療安全の改善のための技術的助言を行う取組

2 目的

医療法施行規則第9条の20の2第1項第10号において、特定機能病院間の相互ピアレビューを年1回以上実施することが特定機能病院に義務づけられており、適切な制度運用を図るため、特定機能病院間の相互ピアレビューに係る事務局機能を担う者に対して支援を行うことを目的とする。

3 事業の実施主体

公募により採択された団体

4 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和8年3月31日まで

5 事業の内容等について

この事業に係る業務は以下のとおりとする。

（1）実施計画（※）の策定

以下の点について有識者（※）を交えて検討し、特定機能病院（特定機能病院の承認申請を行おうとする者を含む。以下、「特定機能病院等」。）と調整の上、実施計画を策定する。

- ・ピアレビューの組み合わせや実施日程の調整
- ・ピアレビュー項目の作成等

※実施計画とは、ピアレビューを実施するための実施スケジュールやレビュー項目等を詳細に記載した計画をいう。

※有識者とは、医療安全に関する知識や経験を有する者とする。

（2）実施結果の収集

実施されたピアレビューの結果を特定機能病院等から収集する。

（3）実施報告

事務局は、特定機能病院等からの実施報告をとりまとめ、「医療安全連絡会議」（※）を開催するとともに、報告書を取りまとめて厚生労働省に提出する。

※ 医療安全連絡会議とは、全ての特定機能病院等が一堂に会し、各病院の相互ピアレビューの結果やその他の医療安全管理に係る取組を共有するため年1回以上開催する会議

6 本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金交付規則（平成 12 年 厚生省
労働省 令第 6 号）の規定によるほか「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

7 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- （１）本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- （２）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- （３）日本に拠点を有していること。
- （４）厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- （５）予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

8 応募方法等

（１）企画書の作成及び提出

「令和 7 年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業応募申込書」（別添 1）とともに、以下の項目について具体的に記載した、「令和 7 年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業企画書」（以下「企画書」という。）を作成し提出すること。

【企画書記載項目】（用紙サイズは A 4 とし、①～②及び④の様式は任意とする）

- ①本事業を実施する組織体制（団体内組織体制、関連する学会等との連携の有無、検討会の構成員など）
- ②令和 7 年度における事業計画（実施内容と実施スケジュール（月毎））
- ③事業に係る費用積算（別添 2）
- ④類似業務の実績とその内容

（２）応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

①提出期間

令和 7 年 6 月 10 日（火）～令和 7 年 6 月 26 日（木）※必着

②提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「令和 7 年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室
TEL：03-5253-1111（内線2764）
FAX：03-6812-7796

※ 問い合わせは、

平日の午前9時30分から午後5時30分（午前11時30分～午後0時30分を除く）とする。

③提出書類及び部数

- ア 令和7年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業応募申込書（別添1）・・・1部
- イ 令和7年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業企画書・・・7部
- ウ 団体経歴（概要）、財務諸表、定款等の応募団体の活動が分かる資料・・・1部
- エ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写）・・・1部
 - ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

9 実施団体の選定について

厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「令和7年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その評価結果に基づき実施団体を選定する。なお、必要に応じ応募団体に対しヒアリングを実施する（その場合は予め応募団体へ日時等の連絡を行う）。

10 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、事業の実施に必要な以下の経費を予定している。また、採択団体数は2団体程度とする。

（経費）職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費

（基準額）厚生労働大臣が必要と認めた額